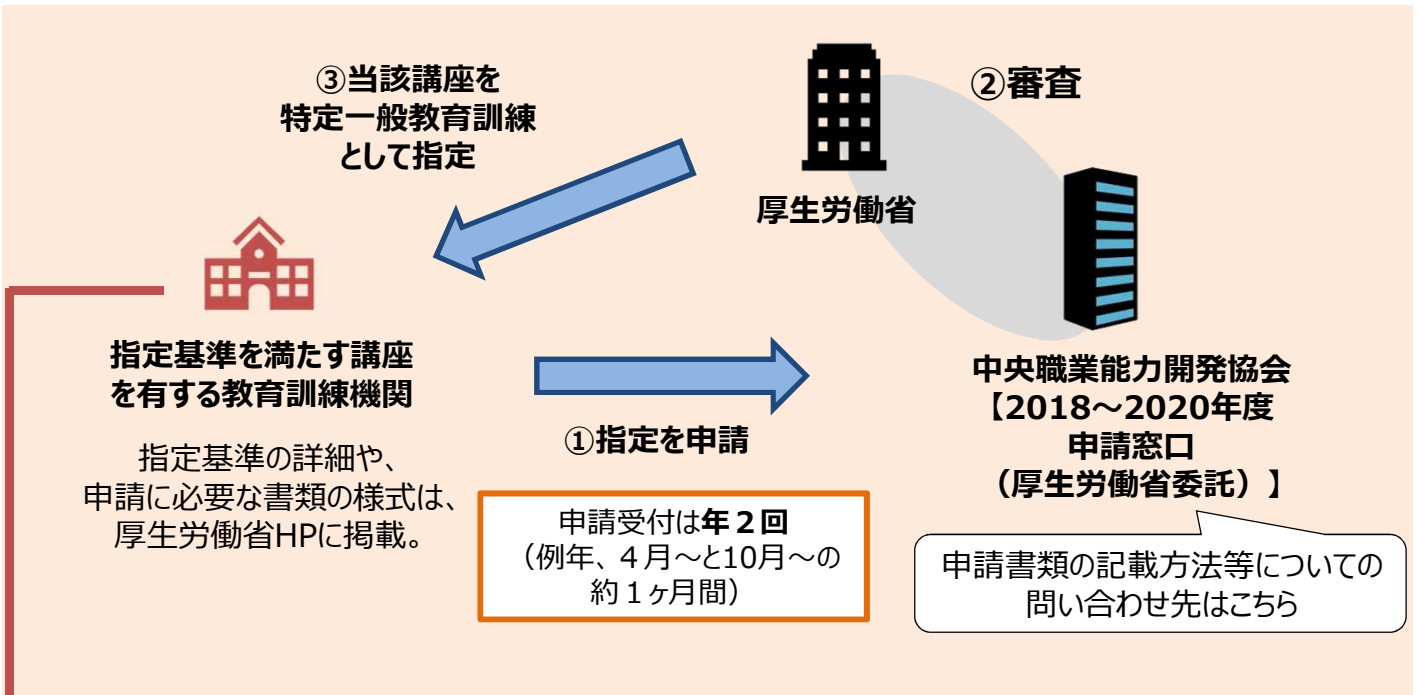


特定一般教育訓練給付とは、一定の要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練（特定一般教育訓練）を受講し、修了等した場合に、本人が教育訓練施設に支払った訓練費用の一定割合を支給する制度です。

### 特定一般教育訓練給付の対象講座になるまでの流れ



### 特定一般教育訓練給付を受給するまでの流れ

